

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和6年1月22日（月）13時15分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
正岡企画調査官、森審査班長、石井安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当6名（うち4名はWeb会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に関し、第7回特定原子力施設の審査等に係る技術会合における指摘事項への回答方針について説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
  - ✓ 設備内の最大貯留インベントリの算出根拠を説明する中で、計算過程のそれぞれにおいて何を計算しているのかを明確にすること。具体的には、説明の中で用いている「廃スラッジ」、「廃スラッジの固形分」、「スラリー」、「上澄み水」等について、異なるページで異なる定義で同じ文言を使用しており、資料全体として何を計算しているのかが不明なことから、それらの定義を整理した上で資料の中で明確に示し、改めて算出根拠を説明すること。
  - ✓ インベントリの算出過程においては、計算で使用した各パラメータに保守的な条件を置いて評価したとしているが、それぞれで考慮した不確かさについて説明すること。具体的には、貯槽 D 内の全インベントリの計算では、汚染水処理時の除染装置の入口-出口濃度の最大差に汚染水通水量を掛けているが、その値をさらに 1.3 倍していることへの考え方や、評価対象核種として Sr-90、Cs-134、Cs-137 を選定している点について、他の核種からの寄与については水中線源による線量換算係数を踏まえて影響はないとしているが、敷地境界への影響を考慮しても影響がないことなどを含め、評価全体として適切に不確かさが考慮されているか説明すること。
  - ✓ 保管容器 1 本に規定量を投入し終えるまでの運転の流れを説明するとともに、廃スラッジ一時貯留タンクに設置する密度計の機能や凝集剤投入によるインベントリ評価への影響について説明すること。
  - ✓ 技術会合の指摘事項については回答の準備を進めるとともに、最終的には「まとめ資料」を作成して全体的な基準適合性を整理する必要があるため、可能な部分から別途面談で説明すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・廃スラッジ回収施設の設置に係る指摘事項リストに対するご回答